

ニッパツグループ独占禁止法順守方針

ニッパツグループは、全ての役員等および従業員に対し、独占禁止法順守の対応指針として、本方針を定め、これを順守します。

1. 基本姿勢

各国の独占禁止法・ガイドラインを順守し、独占禁止法で禁じられているカルテル行為その他の独占禁止法違反行為を役員等および従業員が行うことを禁じます。また、そのリスクを高める、競合他社との接触も原則禁止です。正当な理由により競合他社と接触が必要な場合は、社内に定める必要な手続きに従ってください。

2. コンプライアンス・プログラムの実施について

独占禁止法順守に関する独占禁止法責任者の設置、教育・啓発活動の実施、競合先との対面にかかる記録用紙の提出、マニュアル類の順守、通報・相談窓口の設置等を内容とするコンプライアンス・プログラムを制定・実施します。

また、定期的に点検・監査を実施し、必要に応じて同プログラムの見直し・改善を行います。

3. 違反者への処遇について

独占禁止法およびこれに関する社内規程、規則類に違反する行為を行った役員等および従業員は、懲戒処分の対象とします。

日本発条株式会社

制定：2014年3月

改訂：2017年5月、2024年11月、2026年3月